

**【記載例】**

**出力制御機能付PCSの仕様確認依頼書**

様式番号に相違ないか確認してください。

原則「更新スケジュール」として下さい。  
 「固定スケジュール」は、山間部等インターネット環境が周辺にない場合の救済措置として設けております（連系立会が必要）。  
**【限定運用】**  
 「更新スケジュール」を選択された方で、新築住宅や転居など、発電開始時にインターネット環境の構築が困難な場合は、インターネット環境が構築できるまで固定スケジュールを設定してください。（連系立会が必要）

送配 太郎（送配第一発電所） ← 発電所名が無い場合は、契約者名のみで可

- **更新スケジュール(インターネット回線有)(原則こちらを選択)**※4 ○ 固定スケジュール（インターネット回線なし）
- ※原則、更新スケジュールを選択。固定スケジュールは山間部等でインターネットが構築できない場合のみ選択が可能です。その場合、連系立会が必要。
- ※更新スケジュールを選択された方で、発電開始当初からインターネット環境の構築が困難な場合は、下記の「固定スケジュールで発電開始し、後日更新スケジュールに変更」を選択してください。その場合も、連系立会が必要。
- 固定スケジュールで発電開始し、後日に更新スケジュールに変更

新設・増設時  
記載必須

2 (個) ← 発電所ID数は、出力制御ユニット毎とする。

4 出力制御機能に関する仕様は太陽光発電設備のご購入先などに確認の上、機器構成単位で記載してください。なお、異なるPCSを使用する際には、それぞれ記載してください。

PCS系列数	PCS狭義(メーカー)	(型式)	(メーカー)	(型式)
5	●●製	▲▲	■●製	★●
2	○○製	△△	□□製	☆☆

5 既設を含む各PCS系列の諸元ほか (増設時のみ記載)

PCS系列	適用ルール ※1	PCS変更有無	契約容量 [kW]	パ° 補容量 [kW]		PCS容量 [kW]		ID必要数 (出力制御ユニット数)	出力制御機能付PCSメーカー名・型式 (機器構成単位で記載)	備考 ※出力制御機能以外の仕様変更 (連系協議関連事項のみ) ※ 2 など
				変更前	変更後	変更前	変更後			
1	旧	無	5.50	6.00	同左	5.50	同左	-	PCS狭義 (メーカー) (型式) 出力制御ユニット (メーカー) (型式)	
2	新	無	9.90	10.00	同左	9.90	同左	発行済	PCS狭義 (メーカー) (型式) ××製 出力制御ユニット (メーカー) (型式) ◇◇製 ※※	
3~7	指定	有	27.50	-	6.00	-	5.50	1	PCS狭義 (メーカー) (型式) ●●製 ▲▲ 出力制御ユニット (メーカー) (型式) ■●製 ★★	増設時のみ記載
8~9	指定	有	7.00	-	5.00	-	3.50	1	PCS狭義 (メーカー) (型式) ○○製 △△ 出力制御ユニット (メーカー) (型式) □□製	

PCSの系列毎に記載 (同じ系列の場合はまとめて記載可)

**【更新スケジュール】**  
 ・最新の気象予報等を基に、可能な限り売電できるようにしたPCS制御用のデータのごことで、随時作成します。  
 ・ご契約者さま負担でご準備いただくインターネット環境からのみ取得可能です。  
**【固定スケジュール】**  
 ・あらかじめ決められたPCS制御用のデータが記載されたデータのごことです。  
 ・更新スケジュールに比べ、売電量が大幅に減少するおそれ（最新の気象予報等を反映できないため）がありますので、留意が必要です。  
 ※固定スケジュールで運用される場合、メーカーさま等による**定期的なスケジュール取込作業（有料）**が必要となります。  
**【備考】**  
 ・出力制御機能付PCSには、発電制約条件が記載された「出力制御スケジュール」が必要となります。無い場合は、発電停止となります。  
 ・更新・固定スケジュールは四国電力さまが作成します。

※1 出力制御の適用ルールを記載（旧・新・指定ルールのいずれかを記載）してください。  
 ※2 出力制御機能以外の仕様変更（連系協議関連事項のみ）がある場合は資料を添付してください。（連系協議での取決事項等から逸脱していることが確認された場合は、保安上の問題から発電停止に向けた調整をさせていただきます）  
 ※3 出力制御機能付PCSの旧ルール：契約申込受付日が**2014年12月2日**以前のものが対象です。  
 ※4 出力制御機能付PCSの新ルール：契約申込受付日が**2014年12月3日～2016年1月22日**までのものが対象です。  
 指定ルール：契約申込受付日が**2016年1月25日**以降のものが対象です。  
 ※旧ルールについて、出力制御機能付PCSを設置する必要はありませんが、新・指定ルールに関する設備との兼用部分がないかを確認するため、記載願います。